柏原市議会定例会議案

令和８年第４回

（令和８年１１月２４日）

目　　次

令和８年１１月２４日　定例会

議案等番号	議　　案　　等　　名	ページ
報告第１２号	専決処分報告について 「令和８年専決第６号　損害賠償の額の決定について」	１
報告第１３号	専決処分報告について 「令和８年専決第７号　損害賠償の額の決定について」	３
議案第６９号	工事請負契約の締結について	５
議案第７０号	業務委託契約の締結について	６
議案第７１号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	７
議案第７２号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	８
議案第７３号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	９
議案第７４号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	１０
議案第７５号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	１１
議案第７６号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	１２
議案第７７号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	１４
議案第７８号	特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	１６
議案第７９号	柏原市文化振興基金条例の一部改正について	１８

議案第８０号	財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部改正について	２０
議案第８１号	柏原市道路占用料条例等の一部改正について	２２
議案第８２号	柏原市下水道条例の一部改正について	３３
議案第８３号	令和８年度柏原市一般会計補正予算（第５号）	別冊
議案第８４号	令和８年度柏原市一般会計補正予算（第６号）	別冊
議案第８５号	令和８年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）	別冊
議案第８６号	令和８年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第８７号	令和８年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第８８号	令和８年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第２号）	３５

報告第１２号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第１８０条第１項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により、議会に報告する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

令和８年専決第６号　　損害賠償の額の決定について

令和８年専決第６号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和８年１０月９日専決

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

事　　由	事　由　発　生 日　時　・　場　所	損害賠償の 相　手　方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和８年８月 14 日 午後０時５分頃 大阪府柏原市安堂町 １１５－１ 柏原市立市民交流センター駐車場内	柏原市外 在住者	121,462 円	柏原市

報告第１３号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第１８０条第１項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により、議会に報告する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

令和８年専決第７号　　損害賠償の額の決定について

令和８年専決第７号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和８年１０月１９日専決

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

事　　由	事　由　発　生 日　時　・　場　所	損害賠償の 相　手　方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和８年10月５日 午後４時０分頃 大阪府羽曳野市南恵我之荘６丁目１９番１号駐車場内	柏原市外 在住者	33,000円	柏原市

議案第６９号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　契約の目的　　老人福祉センター解体除却工事

２　契約の方法　　制限付き一般競争入札

３　契　約　金　額　　金１６８，０８０，０００円

４　契約の相手方　　高槻市萩之庄２丁目６番１２号
三大建設株式会社
代表取締役　谷田　泰子

議案第７０号

業務委託契約の締結について

次のとおり、業務委託契約を締結する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

１　契約の目的　　柏原市立認定こども園等給食調理業務（その２）

２　契約の方法　　制限付き一般競争入札

３　契約金額　　金４４７，０８４，０００円

４　契約の相手方　　奈良県桜井市大字吉備４５２番地７
名阪食品株式会社奈良事業部
事業部長　中西　清幸

議案第７１号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第７２号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

所属政党

議案第７３号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第４０４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第７４号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第７５号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第７６号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（平成２４年柏原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表市立柏原病院あり方検討委員会の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年柏原市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表の２の表中

「

総合計画審議会副会長	〃　10,000円	〃
市立柏原病院あり方検討委員会委員	〃　15,000円	〃
指定管理者選定委員会委員	〃　10,000円	〃

」

を

「

総合計画審議会副会長	〃　10,000円	〃
指定管理者選定委員会委員	〃　10,000円	〃

」

に改める。

議案第７７号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年柏原市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

第６条　育児休業をした職員（会計年度任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。第１０条第２項において同じ。）を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給日（一般職の職員の給与に関する条例第１０条第１項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第１０条第２項中「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）第６条の規定は、育児休業をした職員が施行日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

３　施行日の前日において現に育児休業をしている職員が施行日以後に職務に復帰した場合における新条例第６条の規定の適用については、同条中「１００分の１００以下」とあるのは「１００分の１００以下（当該期間のうち令和９年１月１日前の期間については、２分の１）」とする。

議案第７８号

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年柏原市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１項を加える。

２　本市の常勤の職員が、特別職の非常勤職員の職を兼ねるときは、その兼ねる職に対する報酬は、支給しない。ただし、任命権者の承認があったときは、この限りでない。

別表の１の表中

「

農業委員会委員	〃　150,000円	〃
固定資産評価審査委員会委員長	日額　9,000円	〃

」

を

「

農業委員会委員	〃　150,000円	〃
固定資産評価員	日額　9,000円	〃
固定資産評価審査委員会委員長	〃　9,000円	〃

」

に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第７９号

柏原市文化振興基金条例の一部改正について

柏原市文化振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

柏原市文化振興基金条例の一部を改正する条例

柏原市文化振興基金条例（昭和５８年柏原市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

辻井清吾	５万円

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８０号

財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部改正について

財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例

（財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正）

第１条　財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「５月３１日及び」を削る。

第３条第１項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第１項の規定により公表する財政事情においては、４月１日から９月３０日までの期間における次に掲げる事項を記載しなければならない。

第３条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

（柏原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　柏原市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年柏原市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、１１月３０日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削る。

（柏原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　柏原市下水道事業の設置等に関する条例（令和６年柏原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第８１号

柏原市道路占用料条例等の一部改正について

柏原市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

柏原市道路占用料条例等の一部を改正する条例

（柏原市道路占用料条例の一部改正）

第１条　柏原市道路占用料条例（昭和３３年柏原市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表のとおりとする」を「別表占用料の欄に定める金額に、法第３２条第１項又は第３項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	2,400円
	第２種電柱		3,700円
	第３種電柱		4,900円
	電柱に係る支柱		3,700円
	電柱に係る支線柱		1,700円
	電柱に係る支線		720円
	第１種電話柱		2,100円
	第２種電話柱		3,400円
	第３種電話柱		4,700円
	電話柱に係る支柱		1,900円
	電話柱に係る支線柱		1,600円
	電話柱に係る支線		720円
	その他の柱類		210円

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	21 円
	地下に設ける電線その他の線類		13 円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	2,100 円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	1,300 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	4,300 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,800 円
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	4,300 円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	4,300 円
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	89 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		130 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		190 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		260 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		380 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		510 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		890 円

	外径が 0.7 メートル以上１メートル未満のもの			1,300 円
	外径が１メートル以上のもの			2,600 円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	1,300 円
法第 32 条第１項第３号及び第４号に掲げる施設				4,300 円
法第32条第１項第５号に掲げる施設	上空に設ける通路			2,100 円
	地下に設ける通路			1,300 円
	その他のもの			4,300 円
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	43 円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	430 円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	430 円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	4,300 円
	標識		１本につき１年	3,400 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	43 円
		その他のもの	１本につき１月	430 円
	幕（施行令第７条第	祭礼、縁日その他の催し	その面積１平方メートルにつき１日	43 円

	４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	に際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	430円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	4,300円
		その他のもの		2,100円
施行令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	430円
その他のもの				270円

別表備考に次の１項を加える。

８　占用の期間が１月未満である場合における占用料の額は、この表により算定した額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の額に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を加えて得た額とする。

（柏原市都市公園条例の一部改正）

第２条　柏原市都市公園条例（平成４年柏原市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項第１号中「別表第２」の次に「使用料の欄に定める金額に、法第５条第１項、法第６条第１項若しくは第３項又は第２条の８第１項の規定により許可をした期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該許可をした期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表使用料の欄に定める金額に、各年度における許可をした期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。」を加える。

別表第２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第１０条第１号関係）

種別			単位	使用料
法第５条第１項の許可	公園施設	設置	その面積１平方メートルにつき１年	2,000 円
		管理		
法第６条第１項又は第３項の許可	第１種電柱		１本につき１年	2,400 円
	第２種電柱			3,700 円
	第３種電柱			4,900 円
	電柱に係る支柱			3,700 円
	電柱に係る支線柱			1,700 円
	電柱に係る支線			720 円
	第１種電話柱			2,100 円
	第２種電話柱			3,400 円
	第３種電話柱			4,700 円
	電話柱に係る支柱			1,900 円
	電話柱に係る支線柱			1,600 円
	電話柱に係る支線			720 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	21 円
	地下に設ける電線その他の線類			13 円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が 0.07 メートル未満のもの		89 円
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		130 円
		外径が 0.1 メートル以		190 円

		上 0.15 メートル未満のもの		
		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		260 円
		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		380 円
		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		510 円
		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		890 円
		外径が 0.7 メートル以上１メートル未満のもの		1,300 円

	外径が１メートル以上のもの		2,600 円
	防火用貯水槽で地下に設けられるもの、地下マンホールその他これらに類する地下工作物	その面積１平方メートルにつき１年	4,300 円
	公衆電話所	１個につき１年	4,300 円
	郵便差出箱		1,800 円
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	その面積１平方メートルにつき１日	43 円
	標識	１基につき１年	3,400 円
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	その面積１平方メートルにつき１月	430 円
	その他の使用		430 円
第２条の８第１項の許可	第２条の８第１項各号に該当する利用	その面積１平方メートルにつき１日	その面積１平方メートル当たりの時価の1,000分の５/その月の日数

別表第２備考に次の１項を加える。

７　使用料の額は、この表により算定した額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和２５年法律第

２２６号）の規定による地方消費税の額に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を加えて得た額とする。

（柏原市準用河川占用料条例の一部改正）

第３条　柏原市準用河川占用料条例（平成１２年柏原市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（占用料の額）

第２条　占用料の額は、別表に定めるもののほか、柏原市道路占用料条例（昭和３３年柏原市条例第２３号）第２条の規定を準用する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件	単位	占用料
橋りょう、桟橋、上屋その他これらに類する工作物	占用面積１平方メートルにつき１年	360 円
球技広場、運動場その他これらに類する施設		105 円

備考

１　占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、法第１００条第１項において準用する法第２４条の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。

２　占用面積が０．０１平方メートル未満であるとき、又は占用面積に０．０１平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

３　占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

４　１件の占用料の納入額が１００円に満たない場合にあっては１００円とし、その額が１００円以上である場合において１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。

５　占用の期間が１月未満である場合における占用料の額は、この表により算定した額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の額に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を加えて得た額とする。

（柏原市法定外公共物管理条例の一部改正）

第４条　柏原市法定外公共物管理条例（平成１６年柏原市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（占用料）

第６条　市長は、第４条第１項の許可（以下「占用許可」という。）を受けた者から占用料を徴収する。

２　占用料の額は、別表に定めるもののほか、柏原市道路占用料条例（昭和３３年柏原市条例第２３号）第２条の規定を準用する。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

占用物件	単位	占用料
橋りょう、桟橋、上屋その他これらに類する工作物	占用面積１平方メートルにつき１年	360 円
球技広場、運動場その他これらに類する施設		105 円

備考

１　占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、第４条第１項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における

占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。

２　占用面積が０．０１平方メートル未満であるとき、又は占用面積に０．０１平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

３　占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

４　１件の占用料の納入額が１００円に満たない場合にあっては１００円とし、その額が１００円以上である場合において１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。

５　占用の期間が１月未満である場合における占用料の額は、この表により算定した額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の額に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を加えて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和９年４月１日以後の占用料又は使用料について適用し、同日前の占用料又は使用料については、なお従前の例による。

議案第８２号

柏原市下水道条例の一部改正について

柏原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

柏原市下水道条例の一部を改正する条例

柏原市下水道条例（昭和６３年柏原市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第３条の２中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

第１５条第１項第１号ただし書中「同条第３項」を「同条第４項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。ただし、第１５条第１項第１号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第８８号

令和８年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第２号中「６１，１９４人」を「６３，１７４人」に改め、同条第３号中「１６８人」を「１７３人」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　目　）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（　計　）
収　　入			
第１款　病院事業収益	5,228,791千円	217,029千円	5,445,820千円
第１項　医　業　収　益	4,695,529千円	217,029千円	4,912,558千円
支　　出			
第１款　病院事業費用	6,048,004千円	65,000千円	6,113,004千円
第１項　医　業　費　用	5,812,168千円	65,000千円	5,877,168千円

令和８年１１月２４日提出

柏 原 市 長　冨　宅　正　浩

補　正　予　算　実　施　計　画

収　益　的　収　入　及　び　支　出

収　　入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 病院事業収益			5,228,791	217,029	5,445,820	
	1 医　業　収　益		4,695,529	217,029	4,912,558	
		1 入　院　収　益	3,335,807	217,029	3,552,836	

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 病院事業費用			6,048,004	65,000	6,113,004	
	1 医　業　費　用		5,812,168	65,000	5,877,168	
		2 材　料　費	1,068,616	65,000	1,133,616	

令和８年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 628,240
	減価償却費	356,081
	長期前払消費税償却額	9,213
	資本費繰入収益	△ 84,897
	貸倒引当金の減少額	△ 183
	賞与引当金の減少額	△ 13,483
	退職給付引当金の増加額	48,552
	長期前受金戻入額	△ 155,784
	受取利息及び受取配当金	△ 1,500
	支払利息	48,973
	固定資産除却損	2,664
	未収金の増加額	△ 73,387
	未払金の増加額	39,874
	貯蔵品の減少額	1,780
	小　　計	△ 450,337
	受取利息及び配当金の受取額	1,500
	利息の支払額	△ 48,973
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 497,810
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 125,323
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	282,168
	投資活動によるキャッシュ・フロー	156,845
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	269,757
	建設改良企業債の償還による支出	△ 473,698
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 717
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 204,658
4	資金増加（減少）額	△ 545,623
5	資金期首残高	1,503,001
6	資金期末残高	957,378

令和８年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表
（令和９年３月３１日）

資　産　の　部

	千円	千円	千円	千円
1　固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア　土地		273,757		
イ　建物	8,011,574			
減価償却累計額	△ 4,368,279	3,643,295		
ウ　車両	6,933			
減価償却累計額	△ 3,464	3,469		
エ　器械備品	2,207,032			
減価償却累計額	△ 1,806,056	400,976		
オ　リース資産	4,235			
減価償却累計額	△ 3,646	589		
カ　建設仮勘定		3,480		
有形固定資産合計			4,325,566	
(2) 無形固定資産				
ア　ソフトウェア		12,744		
無形固定資産合計			12,744	
(3) 投資その他の資産				
ア　長期前払消費税		0		
投資その他の資産合計			0	
固定資産合計				4,338,310
2　流動資産				
(1) 現金預金			957,378	
(2) 未収金		844,096		
貸倒引当金		△ 11,663	832,433	
(3) 貯蔵品			15,128	
(4) 前払金			0	
流動資産合計				1,804,939
資産合計				6,143,249

負　債　の　部

	千円	千円	千円
3　固定負債			
(1) 企業債			
ア　建設改良等の財源に充てるための企業債	1,848,646		
企業債合計		1,848,646	
(2) 引当金			
ア　退職給付引当金	1,163,324		
引当金合計		1,163,324	
(3) 長期リース債務		0	
固定負債合計			3,011,970
4　流動負債			
(1) 企業債			
ア　建設改良等の財源に充てるための企業債	478,311		
企業債合計		478,311	
(2) 引当金			
ア　賞与引当金	185,304		
引当金合計		185,304	
(3) 短期リース債務		598	
(4) 未払金		609,450	
(5) その他流動負債		32,942	
流動負債合計			1,306,605
5　繰延収益			
(1) 繰延収益			
ア　長期前受金		7,388,473	
長期前受金収益化累計額		△ 6,150,710	
繰延収益合計			1,237,763
負債合計			5,556,338

資　本　の　部

	千円	千円	千円	千円
6　資　本　金				1,457,261
7　剰　余　金				
(1) 資本剰余金				
ア　他会計負担金		119,800		
イ　受贈財産評価額		6,098		
ウ　寄　附　金		6,050		
資本剰余金合計			131,948	
(2) 利益剰余金				
ア　減債積立金		840,104		
イ　当年度未処理欠損金		1,842,402		
利益剰余金合計			△ 1,002,298	
剰余金合計				△ 870,350
資本合計				586,911
負債資本合計				6,143,249

補　正　予　算　基　礎　資　料

収　益　的　収　入　及　び　支　出

収　　入　　（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　明
					区　分	金　額	
1 医　業　収　益		4,695,529	217,029	4,912,558			
	1 入　院　収　益	3,335,807	217,029	3,552,836			
					入　院　収　益	217,029	

支　　出　　（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　明
					区　分	金　額	
1 医　業　費　用		5,812,168	65,000	5,877,168			
	2 材　料　費	1,068,616	65,000	1,133,616			
					診 療 材 料 費	65,000	医療材料